二　平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十二年政令第二百三十一号）

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二十九号

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年三月三十一日とする。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　直人

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第三十号

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第五項及び第六項の規定は、平成二十三年七月一日以後に放送する放送番組又は放送させる放送番組から適用する。

附　則

この政令は、放送法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年三月三十一日）から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　直人

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第三十一号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十一条及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項第七号ニ中「新医薬品及び」を「新医薬品（法第十四条第六項に規定する期間を経過するごとに行われる調査のうち同条第一項の承認の取得後初めて行われる調査を受けたものを除く。）及び同号に規定する」に、「同項」を「法第十四条の四第一項」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

2　この政令の施行前に薬事法施行令第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣に対してされた申請に係る薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査（同条第六項に規定する期間を経過するごとに行われる調査のうち同条第一項の承認の取得後初めて行われる調査を受けた同法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品（同項の規定による再審査を受けていないものに限る。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　直人

告　示

○法務省告示第百三十六号

大阪市港区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年三月二十四日

法務大臣　江田　五月

一　大阪市港区繁榮町二丁目十四番地　小屋　三純

二　同区抱月町三丁目二十三番地　木下　豊治

三　同区入舟町四丁目二十一番地　山根　長吉

○法務省告示第百三十七号

北海道雨竜郡沼田町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年三月二十四日

法務大臣　江田　五月

一　北海道雨竜郡沼田町字共成四百一番地　高橋　綾子

二　同町本通三丁目百二十五番地　白田長太郎

三　同町字高穂二百二十四番地　篠田　重信

四　同町字浅野三百五十一番地　中村　義人

五　同町字浅野百三十三番地　長澤　雪

六　同町字浅野三百四十二番地　田村　昇

七　同町字恵比島六百五十一番地　宍戸　平治

八　同町字更新三百二十三番地　髙橋　良雄

九　同町字本通十四番地　黒田吉太郎

十　同町字更新六百四十四番地　泉　巖

十一　同町字恵比島六百二十六番地　江口　四郎

十二　同町字昭和官有地　城宝　末三

十三　同町字沼田四百二十四番地　青陽　宣祐

十四　同町字昭和官有地　安田　重治

十五　同町字南一条四十三番地　青島　英雄

十六　同町字昭和官有地　高階直一郎

十七　同町字沼田八十四番地　呉座　勝彦

十八　同町字更新三百二十三番地　髙橋　タカ

十九　同町字浅野三百四十三番地　髙橋千義男

二十　同町字北竜百九十番地　江田　勝八